

「福祉用具の日」創設13年目を迎えて

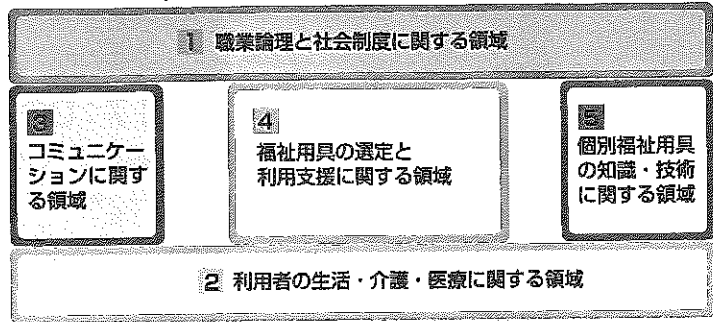


図 福祉用具専門相談員が習得すべき知識・技術

介護保険制度の改正と 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度

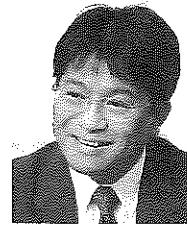
政策の方向を見越して、研修ポイント制度をスタート

昨年12月20日、社会保障審議会・介護保険部会は、平成27年4月施行の次期制度見直し案を示しました。福祉用具専門相談員については、指定基準に「必要な知識の修得と能力の向上の努力義務」を規定する案が示されています。この努力義務が法定化されると、現在の福祉用具専門相談員の継続的な研修や、学習を支援する環境整備が緊急の課題となります。本会では、このような政策の方向性を見越して、厚生労働省・平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受け、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」(以下、研修ポイント制度)を開発し、昨年10月より運用をスタートさせました。この制度は、福祉用具専門相談員の研修受講の履歴をポイント

に換算して公表することで、受講者本人にはスキルアップの指標として、ケアマネジャーやご利用者・ご家族には、サービスを選択する際の判断材料としてご利用頂くことを目指したものです。また、次期制度見直しのテーマである「努力義務」を担保する仕組みであり、多くの福祉用具専門相談員の参加を期待して、現在、普及・啓発に努めています。

認証作業は順調にー全国300を超える認証研修を公表

研修ポイント制度は、全国各地で開催されている研修を認証し、個人がこの認証研修を受講すると、時間数に応じてポイントが付与される制度です。認証の要件は、①研修内容が本制度カリキュラム(図)のいずれかに該当すること、②研修終了の事実を証明する書類等を交付していること、③受講対象者が一つの法人や



一般社団法人
全国福祉用具専門相談員協会
理事長
岩元文雄

事業所に限定されるものではないこと、④国家資格又は法令に基づく任用資格の取得に係る講義等ではないこと(4つ。月1回程度、研修認証委員会を開催し、審査・認証を行っています。本会の都道府県組織であるブロックや、会員各位の協力を得て、全国各地の研修機関から申請を頂いており、制度をスタートした平成25年10月からこれまで、約300の研修会を認証し、公表しています。これまで、福祉用具専門相談員を対象とした研修紹介のウェブサイトを立ち上げたので、受講したい研修を検索できるツールとしての効果も期待できます。

キャリアパス確立に向けて制度の充実策を検討

研修ポイント制度では、自分の取得ポイントを科目ごとに確認することで、自分の強みや苦手分野を把握し、スキルアップの指標として活用してもらっています。一方、受講実績をウェブで公表することから、ご利用者やケアマネジャーに対し、自己研鑽の結果を「見える化」してアピールすることもできます。本会では、登録者のアピールを支援すべく、本年8月に新たに「出力機能」を開発。これにより、プロフィールや保有資格、研修受講実績などを出力し、持ち歩いたり、配布することができるようになりました。これまで、福祉用具専門相談員の研修受講を支援・促進する仕組みはありませんでした。初めての試みだけに、まずは「ポイントを貯める」という比較的単純なシステムで運用を始め、徐々に制度を充実させていきたいと考えています。制度開始から1年が経つ今年度、「研修ポイント制度検証・検討委員会」を設置し、キャリアパスの仕組みづくりに向けて検討を進めていく予定です。

福祉用具の高度化ー福祉用具専門相談員の役割

本会は、厚生労働省・平成26年度老人保健健康増進等事業の助成を受けて、在宅における介護ロボット普及上の課題を明らかにする調査研究に取り組んでいます。介護ロボットは、政府の成長戦略の目玉であり、将来は保険給付化も見込まれています。介護ロボットの普及に伴い、福祉用具の高度化も更に進んでいくでしょう。福祉用具のご利用者は、心身の機能が低下し、一部には判断能力の低下した方もいるなど、特別な支援を要する方々です。このようなご利用者が、福祉用具の高度化による利益を将来にわたって享受できるように、福祉用具専門相談員は、新たに開発された福祉用具や介護ロボット、それによる援助技術の習得に、継続的に努めていく必要があります。そして、研修ポイント制度は、このような個人の努力を客観的な情報として、ケアマネジャーやご利用者等に提供する仕組みでもあります。ぜひ、多くの方のご登録をお待ちしています。